

現地報告

第2にこの協定の経済的・政治的意義である。

第1に、石油やガス生産物の販売会社や植民地時代に設立された多くの会社などが国有化されてからまだ日も浅いのにはアメリカの会社とこのような協定がなされたことは、アルジェリアは、国家利益の必要性によってある限度内での外国資本の導入を認めていることを意味する。しかしそれは長い植民地時代の経済開発の遅れを回復し、またそれを妨げるような外国企業の国内への浸透を排除する方向においてなされており、そのためには投資を認められる外国資本は最も迅速な商業利潤をもたらす、またより少ない費用のものであることが必要である。

国有化、すなわち企業を国家の監督下においてその再転向をはかることは、国家経済発展の最も良い方法とされてきたが、国有化の対象となる企業とは一方的な利益を追求する企業であって、ブーメディエンは、相互の利益となる企業を排斥するものでないと述べている。その立場に基づいてアルジェリアでは新投資法、財政協定、技術協定がなされてきている。

協定についていえば、この GETTY という外国資本との協力は、SONATRACH が先に締結した ALFOR, ALGEO, ALTRA, ASCOOP, CREPS, CAMEL, SOTHRA, および SOPEG などとの協定とは異なった観点のもとになされているといえるだろう。すなわち国有化以後になされた協定は、国有化という政策に規定されてそのもつ意義にかなりの変化がみられる。

第2に、協定の経済的・政治的意義であるが、今までの石油消費国あるいは石油会社と生産国との諸協定をみると、それらの協定は使用料や利権の値切り交渉の結果のようなものであったし、または先に結ばれた不当な利権料への反動のようなものであった。

しかし GETTY との協定は、第1に配当がアルジェリアに有利であり、第2に利権は産油国アルジェリアにすこぶる有利で88%対12%となっていることである。ヒフティ・ヒフティの利権のあり方がかちとられてから久しいが、このような配分率は初めてのことである。

また GETTY との協定に関して SONATRACH がいっさいの権限をまかされているが、協定は単に両者の間ばかりではない。アルジェリア政府とアメリカ政府は GETTY と SONATRACH が協定を結んだ後「アルジェリアにおける GETTY 石油会社の石油の調査、生産活動に関する議定書」を結んでいる。

GETTY と SONATRACH は、運営と参加者の役割、財政と労働契約、商品化、天然ガスの価格安定に関する

協定を結び、両政府間では会計と価格、権利譲渡の取りきめ、調停と仲裁、解散の場合の取りきめを結んでいる。

このような協定と議定書が他のアラブ諸国に及ぼす影響は、88%対12%の比率とともに大きいといえるだろう。

IV

以上コンゴでの資源開発のありかた、モロッコの主要産業である燐鉱石産業に対するモロッコの今後の方針、およびアルジェリアにおける石油について、その中心的開発機関と新しい石油協定のもつ意義を述べてきた。

アフリカにおいては資源の支配、開発、販売の態様はさまざまである。しかし鉱産物を経済開発の中心とする国におけるその政策は、接収・国有化・国営と同じような国家介入の形によって示されている。それに応じて資源に関するさまざまな法律が制定されているが、そこにみられるのは資源に対する主権の確立という大きな流れである。
(調査研究部)

所 報

◆在外職員の動き 帰 国

氏 名	派 遣 地	課 題 名	帰国月日
中村尚司	セイロン	セイロンの経済発展と農村経済構造	12月20日
梅沢達雄	インドネシア	インドネシア社会主義の法制的研究	1月5日
林 晃史	ケニア	ケニアの農業開発計画と農村社会経済構造	1月14日
松尾 大	インドネシア	インドネシアの綿織物工業史	1月29日

◆外国人の来訪

(1) 1月14日(火)

H. W. Arndt (Prof. of Economics, The Australian National Univ.) が来所。次の諸事項について懇談した。

- (1) 日本におけるインドネシア研究の現状について
- (2) 当研究所英文出版物について
- (3) 日本における中国関係出版物の入手状況について

(2) 1月21日(火)

Alan L. Mackay (Prof., Birkbeck College, London) が技術と経済成長について討論のため来所。

◆おもな人事異動

理 事

染 谷 経 治

「欧米先進国の発展途上国に対する投資」に関する現地調査のため昭和44年3月15日まで香港ほか12カ国へ出張を命ずる。昭和44年1月23日付け